

## 神戸家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成25年9月9日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）岡原 剛（委員長），播磨俊和（委員長代理），岡田幸二郎，

中村留美，林 弘伸，真殿美樹，森田尚人，渡辺昭義，渡邊百合

（敬称略）

（オブザーバー）渡辺和雄，新谷 誠，水野和雄，田邊正一郎

（説明者）岩本照章

（庶務）新見雅信，木原義則，八木章司，岡田道明

### 4 議事

(1) 委員長代理挨拶

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長の選出

委員長不在につき，委員による互選の結果，岡原委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長代理として，播磨委員が指名された。

(5) 家事事件手続法施行後の「当事者双方同席の下での手続説明」の実施状況についての説明

(6) テーマ（「防災について」）についての意見交換（別紙第1のとおり）

(7) 裁判所からの報告

来庁者アンケート【利用者の声】についての集計結果報告

(8) 次回のテーマ

家事事件手続法施行 1 年を経て～状況と課題～

(9) 次回の開催日時

平成 26 年 2 月 17 日 (月) 午後 1 時 30 分から

(別紙第1)

## 意見交換

※(委員長は●、委員は○、庶務は△、説明者は□で表示する。)

(意見交換に先立って、裁判所の防災についての取組について説明を行った。)

- まず、防災意識について御意見があれば伺いたい。
- 当社では阪神淡路大震災により、本社を失う経験をし、いかに命を守るかという視点に立って日々業務を行っているが、一番危惧するのは、もう起こらないだろうという気持ちの緩みがあるのではないかという点である。

防災については、どの組織にとっても難しいところがあり、危機管理については実際体験しなければ実証できないという決定的な問題があると思うが、裁判所の説明を聞いて、震災以外の災害も色々想定してBCPを検討すべきと感じた。

また、東日本大震災や阪神淡路大震災の経験を踏まえ、公共機関として、より具体的なケースを想定した上で関係機関と情報を共有したほうがよいと思う。

- 当放送局は震災を経験し、「命を守る放送局」をキャッチフレーズとしており、災害時に、社員全員で情報収集し、それらの情報を迅速に発信できるような態勢作りに取り組んでおり、何かあればすぐに社員が動くというカルチャーが定着している。そのため、社員は大きな災害でなくとも直ちに出勤して放送できる態勢を組めるように、常に訓練をしている組織であるが、年に1回は、実際に最悪のケースを想定した緊急連絡網の訓練や緊急出局訓練を行っている。ただ、災害の形態も様々なため、最終的には出勤できた社員で対応していくしか方法がなく、臨機応変に対応することが一番大事だと思う。

- 教育現場では、過去の震災等の経験を継承していくために、そのノウハウを搜集し、防災意識の維持を重点項目とし、命を守ることを最大のテーマにして取り組んできた。神戸市では市全体で防災計画を作成しており、災害時には防災指令が自動的に発動され、その指令によりそれぞれの部署が行う執務内容があらかじめ決まっている。先程、裁判所の説明で、連絡を取ってというところがあ

ったが、現実問題として、携帯電話も繋がらない場合には、職員の安否確認もできないため、あらかじめ、職場まで徒歩や自転車で出勤するときの所要時間などの情報を職員間で共有し、公共交通機関が利用できない災害時等にも対応できる態勢をとっている。また、裁判所で備えている備蓄品の種類、場所及び職員への周知が徹底できているのかというところも気になった。

- 先週、気仙沼と石巻に行ったが、ボランティアガイドの方が、命があれば後で何でもできるので、自分の命を守ることを考えて行動してくださいと仰っていたことが印象に残っている。
- 当職場も安否確認の訓練を抜き打ち的にメールを利用して行っている。それと、先程もあったが、公共交通機関が遮断された場合、自宅から職場まで歩いていくという態勢になっている。
- 当会も年に何回か安否確認訓練を行っている。また、阪神淡路大震災を教訓として、震災後に発生する法律問題に対する相談態勢作りを全国規模で準備していると聞いている。現状としては、東日本大震災に対応するプロジェクトチームは、当会の会員が中心となって構成されている状況である。
- 阪神淡路大震災の時に、全国からボランティアで医師が来られたのを覚えてい る。東日本大震災の時も、全国からボランティアで東北に行っている。当医院にも、被災して東北から避難されている方が来られているが、医師として力になれることは最大限行うことを使命として、今後の震災等に備えたいと思っている。
- 社内の取組については、阪神淡路大震災以前から、同業他社と災害支援協定を結んでいたため、その協定があったから業務継続できたと言われているところ、その他の業種においても日頃から協力関係にある団体や企業が、価値観を共にしておれば助け合うことができると思う。具体的には、緊急時のメール連絡方法やBCPについては、社員の異動で状況が変わるため、年2回位は見直しを行っている。また、当社は、津波により電源を喪失する可能性があるため、津波被害の起こらない印刷工場に災害対策システムを立ち上げる態勢作りを実行し、東日本

大震災の報道を通じて業務継続のための必要な情報を共有し、神戸で災害発生した場合に生かせるよう、ハードとソフトの両面の対応が常に必要であると考え、現在取り組んでいる状況である。

- 次に、震災発生後の取組について御意見を伺いたい。
  - 当局では、来庁者があまりないが、裁判所の場合は、公的機関であるため、被災者の避難場所になることを想定しておくことも必要であると思う。
  - 繰り返し防災訓練を行うこと、震災に備えたポケットマニュアルで意識を高めていることについてはすばらしいと思ったが、現在想定している避難先が工事中であり、避難先が完成するまでの間の避難先はどこにするのか、また、2階のフロアはオールガラス張りであるが、ガラス対策についての検討やAEDの使用に対する職員の意識付けも大事と思った。更に、関係機関との連携の説明もあったが、通信回線が遮断された場合の連絡方法についてもマニュアルが必要ではないかと思った。
- 貴社での連絡方法を御紹介いただけないか。
  - 災害発生直後には、通信回線が使用できないという最悪の想定をしており、連絡を取り合わずに、マニュアルに従って自主的に職員が動くという態勢を執っている。
- 関係機関との共通のマニュアルやどのように打合せを行っておられるのか伺いたい。
  - 年度当初、教育現場の職員と各区役所との連絡会を行い、備蓄品の在庫状況の確認やマニュアルに沿った点検項目等のチェックを行い、お互いにそのマニュアルを保管することで、認識の共有化を図っている。
  - 津波による被害想定など、地域によっては震災に対する意識の温度差があり、職員間での引継ぎに対する意識が必ずしも同じであるとは言い難いところがあるため、意識して関連機関と協力する必要性を再確認していくようにしている。
- 人事異動がある中で、マニュアルだけの引継ぎでは震災に対する意識が希薄に

なっていくと思うが、その中で、意識を繋ぐ、或いは、意識を強めていく工夫を御紹介いただけないか。

○ 当会は、東日本大震災の後、現在も、震災対応プロジェクト委員会のようなものを残しており、過去の経験や今回の経験を活かせることができるように継承している。

○ 阪神淡路大震災以降、年に1回ずつ、震災協定を結んでいる同業者の機械を使用して仕事を行っている。震災を知らない人達に、震災が発生したことを想定して実際にシミュレーションをさせることにより業務継続のための経験をさせて承継させている。

● 裁判所の取組について御意見等をいただきたい。

○ 神戸家裁の建物は、新基準の耐震を備えているということであるが、支部についてはどうなっているのか。

△ 新基準に対応していない建物については、裁判所のホームページに掲載して公表している。管内支部の建物については、順次、予算措置を得ながら耐震化を進めている状況である。

○ 裁判所の説明では、津波の想定はしていないということであったが、根拠があるのか。また、災害大国である我が国においては、地震対策以外の訓練も必要ではないか。最後に、避難誘導に関して、庁舎の電気錠は避難の支障にならないのかお伺いしたい。

△ 津波高については、政府の機関として中央防災会議が設けられており、これらの機関の情報を元に被害状況を想定している。次に、地震以外の災害では、最も問題になると思われる庁舎の停電について、機器の保守点検時に庁舎内にどのような影響が出るのか確認しており、停電時には、電気錠が避難の支障にならないことは確認できている。

○ 津波に関して、西隣りの長田区の民話においては、山全体が水没した際に大きな松に絡んだタコを捕獲したということから「タコ取り山」から「高取山」と名

付けられたという伝説もあり、また、東日本大震災でも、古くからの記録が見直されているところであるため、裁判所の想定においても、一応、津波被害も想定しておいた方がよいのではないか。。

- △ 想定外をなくし、現実に想定できる数値を基本に見直しを行っている。これらも最新の情報に従って適切に見直しを行っていく。
- 裁判所のマニュアルは発災後を予定しているが、緊急災害情報の入手手段はどうなっているのか。
- △ 防災用にラジオを備え置いている。個人レベルでは、携帯電話などが地震や関連情報の入手先となると思われる。
- 緊急地震速報の正確性もあるが、以前に、地震の誤報があった時に、その情報が伝わっていない行動を執っている機関が見受けられた。取り敢えず、行動を起こすことが必要ではないかと思う。
- 裁判所で地震等があった場合は、利用者は裁判所から安全な場所まで誘導してもらえると考えておいてよいのか。
- △ 裁判所から庁舎内の利用者に情報提供して、安全確保に努める。
- 本日は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。神戸家庭裁判所として皆様の御意見を踏まえまして、今後、防災の在り方等の見直しを行っていきたいと思います。